

事 務 連 絡
令和2年9月30日

公益社団法人日本バス協会常務理事殿
一般社団法人公営交通事業協会事務局長殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会殿

自動車局旅客課地域交通室長

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針及び観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業（自動車））に関する運用方針の改正について（趣旨説明）

令和2年9月30日付け国自旅第221号の3、第222号の3及び第223号の3により通知させていただいた標記改正は、今年次の会計検査院の検査において、ノンステップバスにおける車両本体価格の値引きの仕方により補助対象経費が増減し、交付される補助金額に開差が生じていることについて指摘を受け、ノンステップバスの購入における値引額を的確に把握した上で、適切な補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めるなどの措置を求められたことから、別添のとおり運用を改める旨明記したものです。

補助金の交付財源となる予算の次回成立日以降、調査により基準値引率を設定の上、同基準を下回る値引率にて補助対象経費を設定しているものについては、同基準を適用の上、補助対象経費を算定し、補助金交付額を決定することとなりますので、了知いただくとともに、貴協会（連合会）会員に周知されるようお願いいたします。